# 令和 4 年度広島市小規模事業所介護人材育成支援事業 出前講座実施要領

#### 1. 目的

小規模介護事業所を対象として、介護技術等専門分野の研修等を実施することによる、質の高い介護人材の育成・定着を支援すること。

#### 2. 事業内容

- (1) 広島広域都市圏に所在する小規模介護事業所の実施する集合研修(対面・オンライン)の、講師謝金及び講師交通費を助成する。
- (2)小規模介護事業所からの希望に応じた研修講師を紹介する。ただし、広島市外に所在する小規模介護事業所から研修実施希望があった場合等は、交通事情等からオンラインによる研修に限定することがある。
- (3)①複数の小規模介護事業所が合同(ユニット)で実施する研修も助成対象とする。
  - ②受講回数は、事業所またはユニットごとに1年度当たり3回を限度とする。
  - ③1回あたりの研修の受講人数は、5人以上を基本とする。
  - ④1回あたりの研修時間は、2時間を基本とする。
  - ⑤事業所が招聘する講師は、申込事業所が法人外より招聘する者である こと。
- (4) 本事業の対象事業所は、下記のとおりとする。
  - ①サービス種別は別表1のとおりとする。
  - ②広島広域都市圏(別表2参照)に所在する介護保険事業所とする。
  - ③小規模事業所であること。
    - ※本事業でいう小規模事業所とは下記のとおりとする。
      - a) 定員上限がある事業所の場合、定員 29 人以下。
      - b)定員上限のない事業所の場合、利用実人員(直近1か月又は直近 3か月平均)が40人以下。
  - ④次に掲げる者が参加する場合は、本事業の対象としない。
    - a)対象サービス種別(別表1)以外の事業所職員又は広島広域都 市圏に所在しない事業所職員が参加する場合。
    - b) 本事業で定める小規模事業所でない事業所職員が参加する場合。
    - c) 地域住民・学生等対象事業所職員以外が参加する場合。
- (5) 先着順で受け付け、本年度の予算額に達した場合受付は終了する。

#### 3. 助成額

- (1)講師謝金 上限 20,000円
- (2)講師交通費 上限 8,000円
- (3)講師謝金並びに講師交通費は、研修実施翌月中に事務局が講師に支払う。 その方法は、講師の指定口座への振込による。
- (4)前(1)(2)項の上限を超える条件で研修を実施する場合は、超過額は事務局からの請求に従い申請者が事務局宛支払うものとする。 ただし、4(1)において申請者と講師が事前に合意した額を超過した額については、原則、講師の負担とする。
- (5)前(3)項前段に拠らず、申請者が講師謝金・講師交通費の交付を事務局より受け、申請者から講師に対して直接、謝金・交通費の支払いを希望する場合は、申請者の提出する「請求書<様式2>」に従い、謝金・交通費を事務局より申請者へ支払う。

#### 4. 手続き

(1)申請者は、特定の講師を希望する場合を除き、下記事項を e-mail で送信するなどにより、事前に講師紹介を依頼する。

#### 【件名】広島市出前講座講師紹介の件

- ①研修内容 ②実施希望時期
- ③事業所名 ④担当者氏名 ⑤電話番号

研修の詳細(具体的な内容、日時、講師謝金・講師交通費)については、申請者が講師と事前に打ち合わせることとする。

- (2)申請者は、研修実施前に、講師との合意内容を記載した「企画提案書< 様式1>」を e-mail で提出する。
  - 提出は原則、研修実施日の7日前までとする。
- (3) 前項を受理した後、事務局より「受理書」並びに「報告書<様式3>」「アンケート<様式4>」(3(5)の場合は「請求書<様式2>」)ファイルを e-mail で申請者宛返信する。
- (4)申請者は、研修実施に際し(3)の「アンケート<様式4>」を実施する。
- (5)申請者は、研修実施後5日以内(土日祝を除く。)に、「報告書<様式3 >」「アンケート<様式4>(受講者が記載したもののPDFファイル又は excel ファイルに入力したもの)」を e-mail で提出する。
  - e-mail: unit@hiroshima-silver.or.jp
- (6) 申請者は、企画提案書の内容に変更が生じた場合は、速やかに申し出る

こと。(実施日・研修内容・講師・謝金等の金額等)

- (7)次の場合は、原則として助成金を支出しない。講師への支払い終了後であれば、申請者へ同額を請求する。
  - ①企画提案書の内容での研修を実施しなかった場合。
  - ②(5)に定める期日までに「報告書<様式3>」「アンケート<様式4>」が提出されなかった場合。
  - ③受講人員が3名未満の場合。
  - ④本事業実施要項に沿わない重大な事項が認められた場合。(事業所要件等)

#### 5. 実施期間

- (1)本要領の実施期間は、令和4年10月17日から令和5年3月31日までとする。
- (2)研修実施日は、令和4年10月17日から令和5年3月26日までとする。

#### 6. 本事業の事務局

(一社) 広島県シルバーサービス振興会

〒734-0007 広島市南区皆実町1丁目6-29

Tel: (082) 254-9699

e-mail: unit@hiroshima-silver.or.jp

担当者:横山

### <別表1> 対象となる介護保険サービス種別

①訪問介護、②夜間対応型訪問介護、③定期巡回・随時対応型訪問介護看護、④訪問入浴介護、⑤介護予防訪問入浴介護、⑥通所介護、⑦地域密着型通所介護、⑧和症対応型通所介護、⑨介護予防認知症対応型通所介護、⑩短期入所生活介護、⑪介護予防短期入所生活介護、⑫短期入所療養介護、⑬介護予防短期入所療養介護、⑭和症対応型共同生活介護、⑮介護予防認知症対応型共同生活介護、⑯特定施設入居者生活介護、⑰介護予防特定施設入居者生活介護、⑱地域密着型特定施設入居者生活介護、⑲地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑳介護老人保健施設、㉑介護療養型医療施設、㉒介護医療院、㉓小規模多機能型居宅介護、㉑介護予防小規模多機能型居宅介護、㉑介護所規模多機能型居宅介護、㉒介護サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型訪問サービス(総合事業)、㉑生活援助特化型語

## <別表2> 広島広域都市圏を構成する市町

広島県:広島市・呉市・竹原市・三原市・三次市・大竹市・東広島市・廿日市

市・安芸高田市・江田島市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太

田町・北広島町・大崎上島町・世羅町

山口県:岩国市・柳井市・周防大島町・和木町・上関町・田布施町・平生町

鳥根県:浜田市・美郷町・邑南町

### <別表3> 本事業で規定する研修種別

- (ア) 介護職に係る質・技術力の向上に関する研修
- (1) 対応力の向上に関する研修
- (ウ) メンタルマネジメントに関する研修
- (I) 介護現場におけるハラスメント対策に関する研修
- (オ) 介護現場における感染症予防対策に関する研修
- (加) 就業環境の改善に関する研修
- (キ) 事業所等の管理運営に関する研修
- (ク) 介護現場におけるICTの活用に関する研修
- (ケ) その他(受講事業所の希望に応じて設定)